

青森県報

号外第八十七号

令和四年
十月二十六日
(水曜日)

目次

告示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………(自然保護課) ……一
○特別保護地区の指定……………(同) ……三
○特定猟具使用禁止区域の指定……………(同) ……五

告示

青森県告示第五百六十四号

鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により次のとおり権現崎鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

令和四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

権現崎鳥獣保護区

二 区域

北津軽郡中泊町小泊折戸地内旧国道三三九号と町道折戸線との交点を起点とし、同点から西に直進し海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を北西に進み小泊川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南東に進み町道小泊中央線との交点に至

り、同点より同町道を南西に進み旧国道三三九号との交点に至り、同点から町道小泊中学校一号线を南西に進み、同点から町道折戸線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図一のとおり)

三 存続期間

令和四年十一月一日から

令和二十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

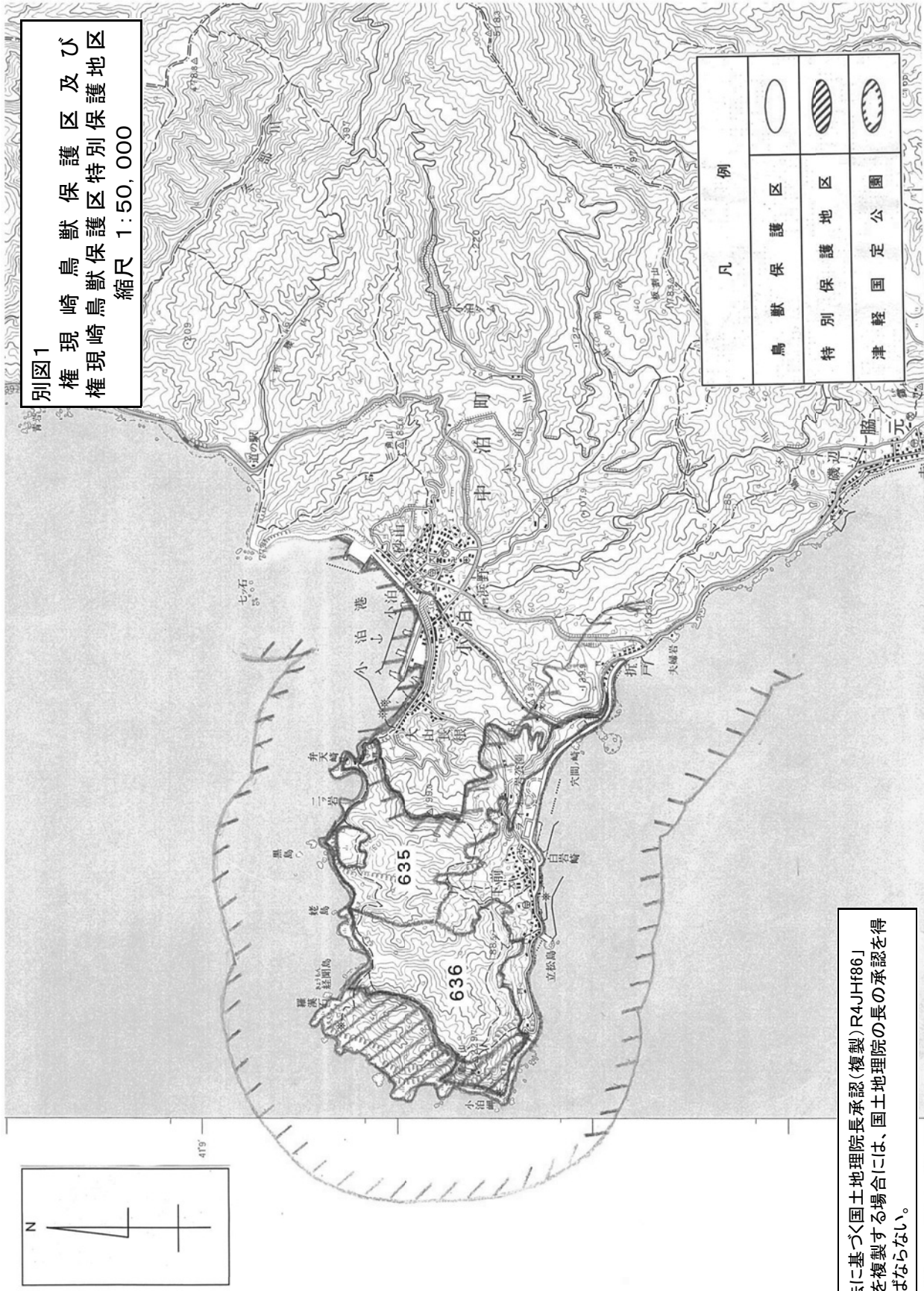
(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、津軽半島の北西部に位置し、日本海に突出した起伏に富んだ地形となっており、津軽国定公園が大部分の区域を占めている。植生は、スギ、クロマツ人工林のほか、ブナ、ミズナラ、カシワ等の広葉樹林が広がり、良好な森林生態系が形成されており、ヤマドリ、コゲラ、ホンドリタヌキ、ニホンカモシカなど、多様な鳥獣の生息に適した地域となっている。

このため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。



別図1
 権現崎鳥獣保護区及び
 権現崎鳥獣保護区特別保護地区
 縮尺 1:50,000

| 凡 例 | |
|-------------|--|
| 鳥 獣 保 護 区 | |
| 特 別 保 護 地 区 | |
| 津 軽 国 定 公 園 | |

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得
 なければならぬ。

青森県告示第五百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

令和四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

権現崎鳥獣保護区権現崎特別保護地区

二 区域

権現崎鳥獣保護区のうち、財務省所管の国有地と津軽森林管理署金木支署権現崎国有林六三六林班Ⅰ四、ろ及びチの各班の区域一円。（図面は別図一のとおり）

三 存続期間

令和四年十一月一日から
令和二十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護地区特別保護地区の指定目的

権現崎鳥獣保護区は、津軽半島の北西部に位置し、日本海に突出した起伏に富んだ地形となっており、津軽国定公園が大部分の区域を占めている。この地域には、スギ、クロマツ人工林のほか、ブナ、ミズナラ、カシワ等の広葉樹林が広がり、良好な森林生態系が形成されており、ヤマドリ、コゲラ、ホンドタヌキ、ニホンカモシカなど、多様な鳥獣の生息に適した地域となっている。

その中でも現在特別保護地区に指定している区域は、尾崎山を最高峰とし、西端部には高さ二百m以上に及ぶ断層崖が発達しているほか、イタヤカエデーシナノキ群落、一部にブナ、ミズナラ原生林が見られるなど、豊かで多様な自然環境が形成されている。また、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に分類されるハヤブサ、準絶滅危惧に分類されるオオセグロカモメ、青森県レッドデータブックで重要希少野生生物に分類されるミサゴ、オオタカ、希少野生生物に分類されるヤ

マドリ、アオバト、クロツグミの生息が確認されており、ハヤブサ及びオオセグロカモメについては、繁殖も確認されている。加えて、当該区域は、本州と北海道を行き来する各種渡り鳥の休憩地及び飛来コースとなっているなど鳥獣の良好かつ重要な生息地となっている。

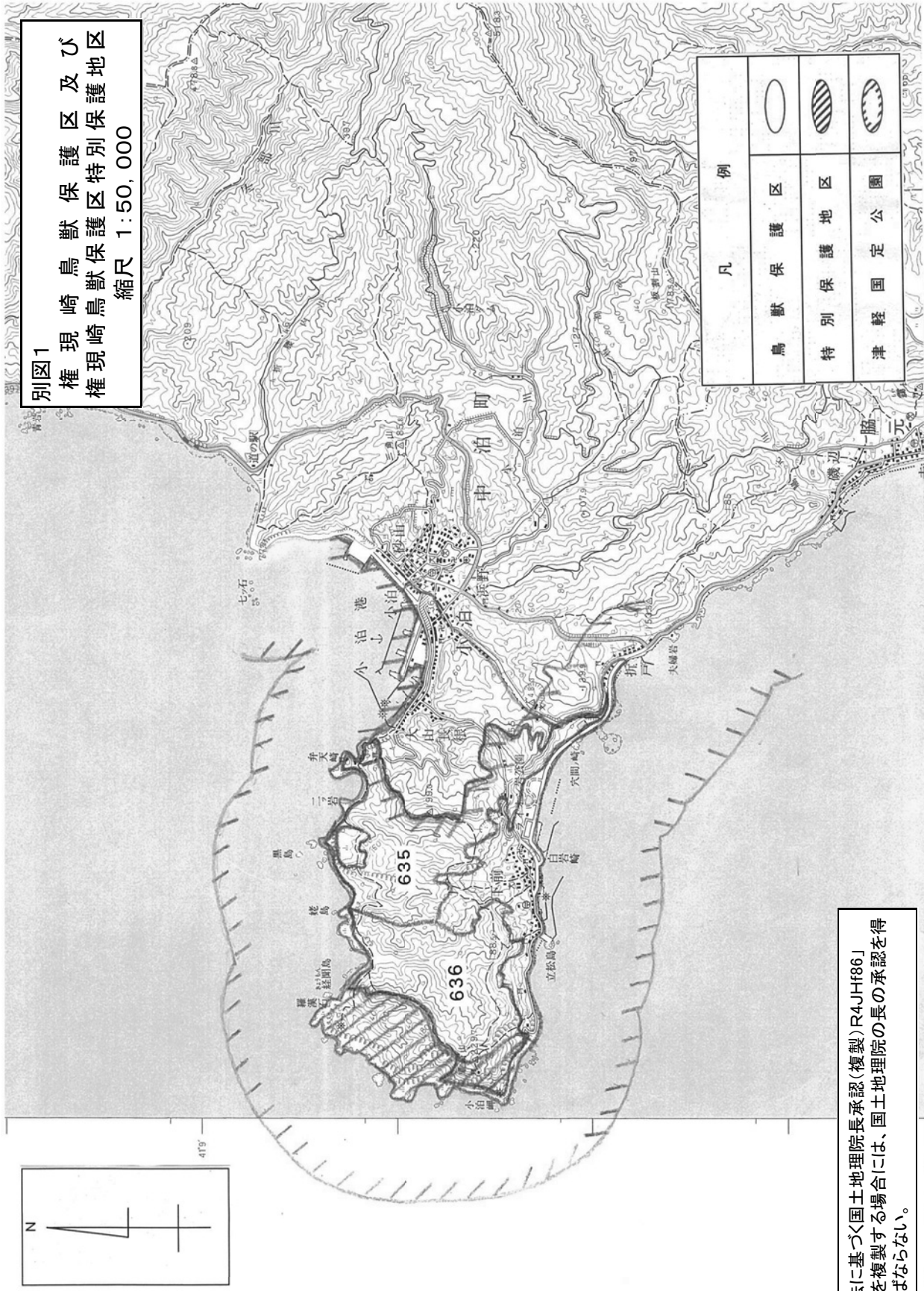
このため、当該特別保護地区は、同鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 鳥獣保護区特別保護地区の保護管理方針

(1) 当該特別保護地区は、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

(2) 現場巡視等を通じて区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(3) 特別保護区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。



別図1
 権現崎鳥獣保護区及び
 権現崎鳥獣保護区特別保護地区
 縮尺 1:50,000

| 凡 例 | |
|-----|-------------|
| | 鳥 獣 保 護 区 |
| | 特 別 保 護 地 区 |
| | 津 軽 国 定 公 園 |

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得
 なければならぬ。

青森県告示第五百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 浅瀬石川特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

黒石市地内県道弘前田舎館黒石線（千歳橋）と浅瀬石川右岸堤防との交点を起点とし、同点から同堤防を南東に進み、県道吹上金屋黒石線（浅瀬石橋）との交点に至り、同点から同県道を南東に進み、浅瀬石川左岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を北西に進み、県道弘前田舎館黒石線（千歳橋）との交点に至り、同点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

令和四年十一月一日から
令和十四年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

二 名 称 八戸港特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

八戸市大字長苗代字内舟渡地内の国道一〇四号と主要地方道八戸百石線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を北東に進み主要地方道橋向五戸線との交点に至り、同点から同主要地方道橋向五戸線を北に進み臨港道路市川船溜線との交点に至り、同点から北東に進み市川船溜北防波堤との交点に至り、同点から北東に進み同防波堤終点から直線上に進み八太郎防砂堤との交点に至り、同点から同防砂堤を南東に進み八太郎北防波堤との交点に至り、同点から同防波堤を南西

に進み東防波堤終点からの直線上に至り、同点から東防波堤を南西に進み臨港道路白銀北沼線（八太郎大橋）との交点に至り、同点から同臨港道路（八太郎大橋）を南東に進み臨港道路河原木二号ふ頭線との交点に至り、同点から臨港道路河原木二号ふ頭線を南西に進み馬淵川右岸堤防点端（管理用道路）との交点に至り、同点から同右岸堤防点端（管理用道路）を南西に進み国道一〇四号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

令和四年十一月一日から
令和十四年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

三 名 称 松館特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

八戸市大字新井田字山道地内の県道妙売市線と県道差波新井田線との交点を起点とし、同点から同県道差波新井田線を南に進み市道十日市線との交点に至り、同点から同市道を東に進み松館川右岸との交点に至り、同点から同右岸を南に進み市道十日市階上線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道籠田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道籠田辰ケ口線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み八戸市大字松館字牛ヶ沢地内から西に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み市道岩ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道町道線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道一本木才勝道線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道風張十日市線との交点に至り、同点から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3 存続期間

令和四年十一月一日から
令和十四年十月三十一日まで

上北郡七戸町鶴児平地内町道小山平・牧場線と町道城ノ後・野統線との交点を起点とし、町道城ノ後・野統線を南東に進み町道川原町・七戸中学校線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道字道坂・五十貫田線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道作田・鍛冶林・一ノ坂線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道山屋・左組・牧場線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道小山平・牧場線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図八のとおり)

3 存続期間

令和四年十一月一日から
令和十四年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

九 1 名 称 荒熊内特定猟具使用禁止区域 (銃)

2 区域

上北郡七戸町大字大沢地内国道四号線と町道小山平・牧場線との交点を起点とし、同点から国道四号線を北に進み町道菅農大・荒熊内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道荒熊内開拓・北六区線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道七戸・鳥谷部線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道小山平・牧場線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図九のとおり)

3 存続期間

令和四年十一月一日から
令和十四年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

十 1 名 称 六戸特定猟具使用禁止区域 (銃)

2 区域

上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢地内主要地方道三沢十和田線と町道第十一大曲線との交点を起点とし、同点から同町道を南西に進み主要地方道八戸三沢線との交点に至り、同点から同地方道を南西に進み町道館野・柴山線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道官庁街線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道犬落瀬・通目木線との交点に至り、同点から同町道を北に進み主要

地方道三沢十和田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十のとおり)

3 存続期間

令和四年十一月一日から
令和十四年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

十一 1 名 称 百石特定猟具使用禁止区域 (銃)

2 区域

上北郡おいらせ町下前地内国道三三八号線と町道下前田二号線との交点を起点とし、同点から同国道を北に進み町道深沢平二七号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道洋光台東通り線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道洋光中央通り線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道藤ヶ森・深沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道下前田二号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十一のとおり)

3 存続期間

令和四年十一月一日から
令和十四年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

十二 1 名 称 後谷地特定猟具使用禁止区域 (銃)

2 区域

上北郡おいらせ町向山東地内町道豊栄・間木堤線と主要地方道八戸野辺地線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を南東に進み下田後谷地幹線用配水路管理道との交点に至り、同点から同管理道を東に進み明神川との交点に至り、同点から同川を東に進み町道中野平・三沢線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道黒坂二号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道黒坂・向平線との交点に至り、同点から同町道を東に進み国道三三八号との交点に至り、同点から同国道を南に進み国道四五号との交点に至り、同点から同国道を西に進み町道間木堤・間木線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道豊栄・間木堤線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に

至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十二のとおり)

3 存続期間

令和四年十一月一日から

令和十四年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

十三 1 名称 高橋川特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

むつ市大畑町地内県道むつ恐山公園大畑線と農道上川原線の交点を起点とし、同点から同農道を南に進み大畑川左岸との交点に至り、同点から同左岸を南西に進み高橋川との交点に至り、同点から同河川を北西に進み国有林下北森林管理署と民有林下北森林計画区の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み農業用水路幹分一号との交点に至り、同点から同水路を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十三のとおり)

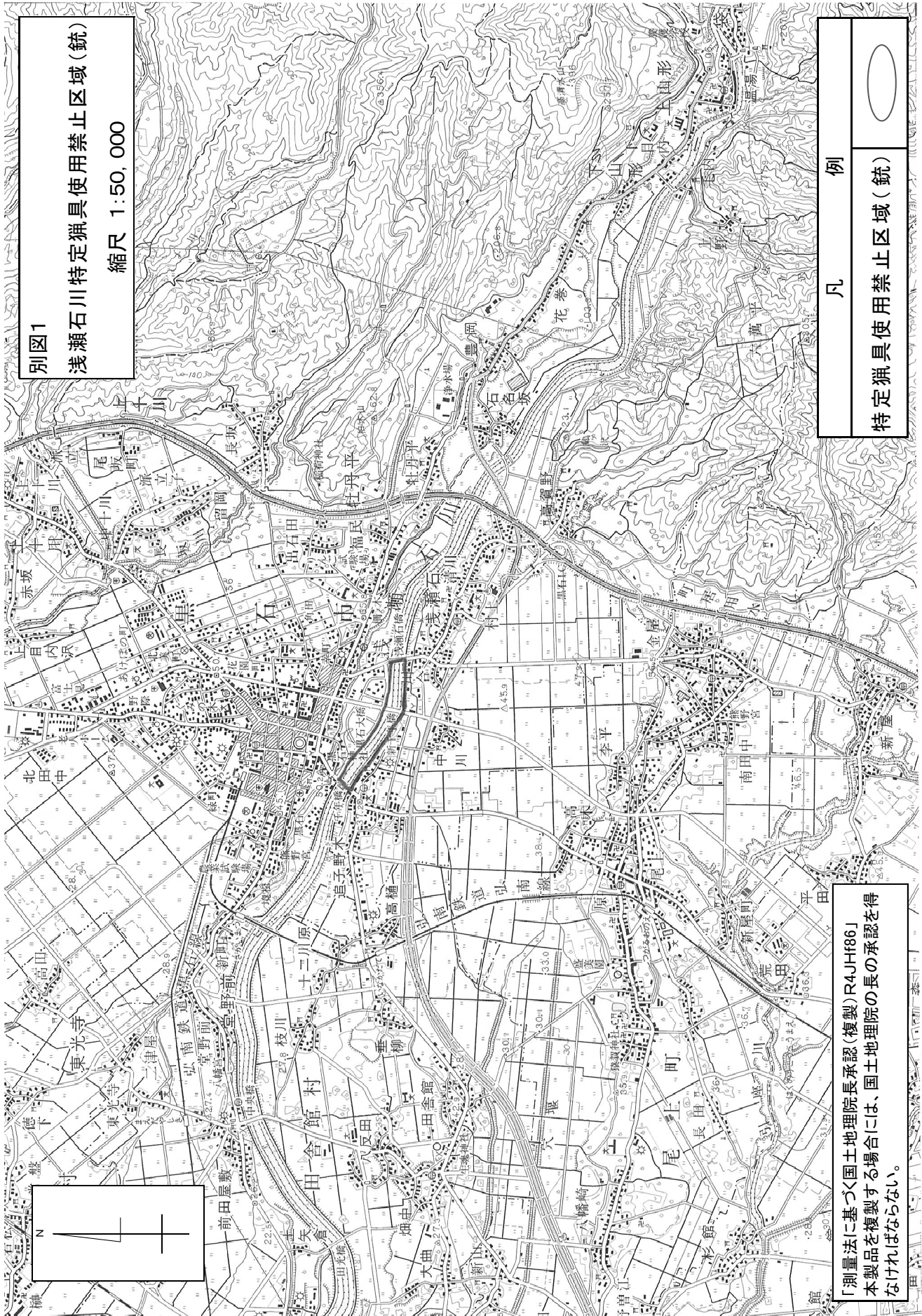
3 存続期間

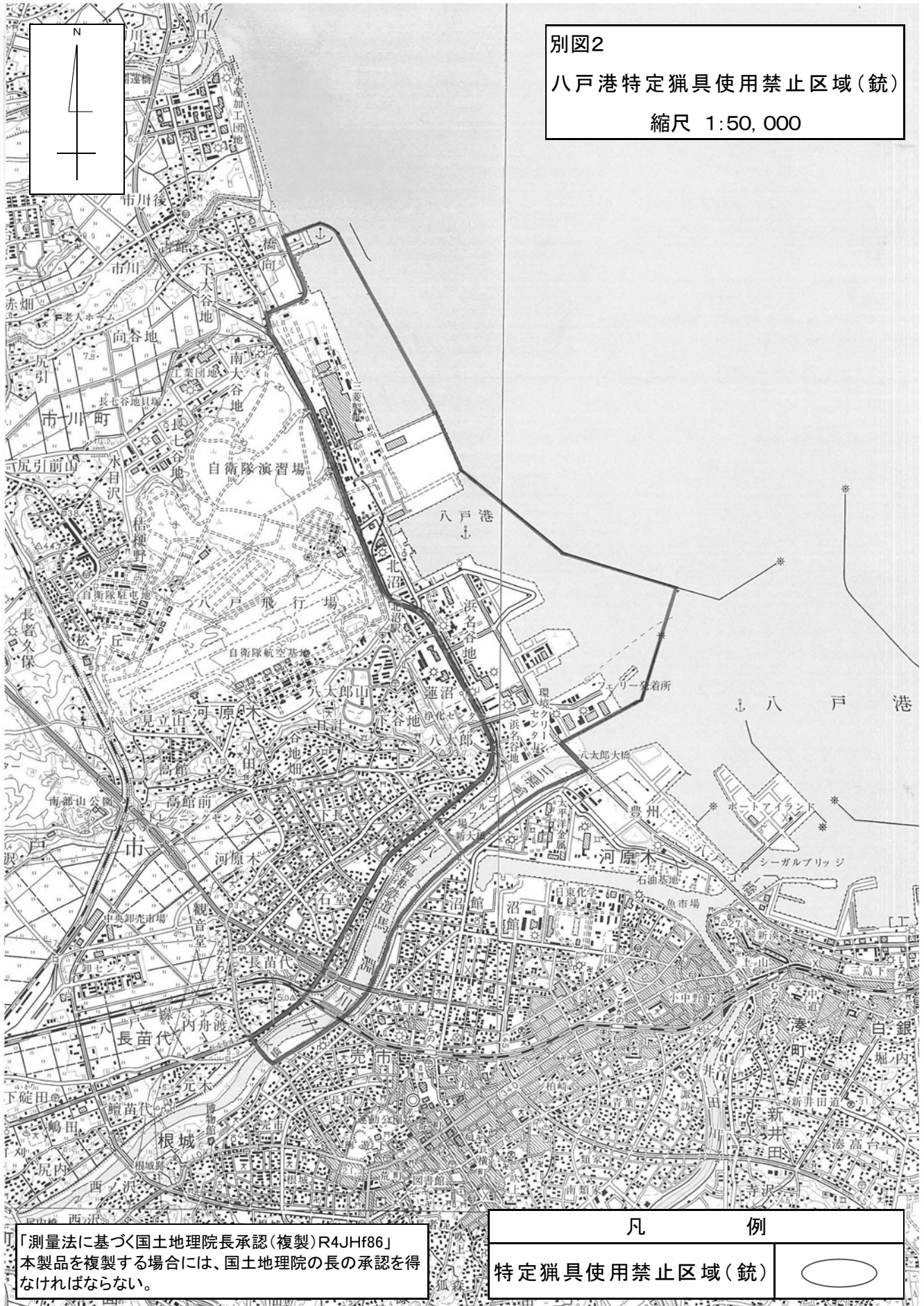
令和四年十一月一日から

令和十四年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃





別図2
 八戸港特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

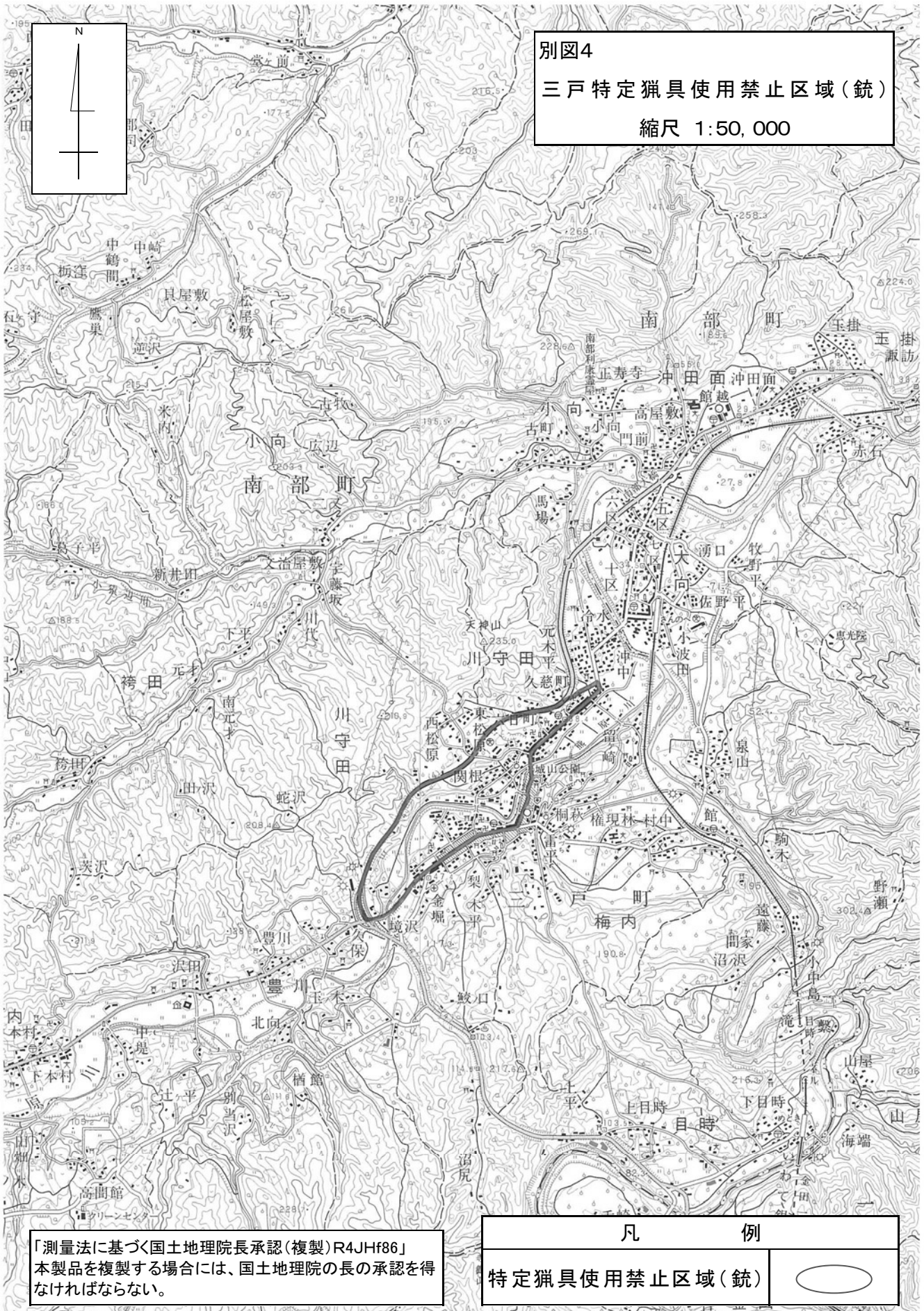
| 凡 例 | |
|---------------|--|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |



別図4

三戸特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

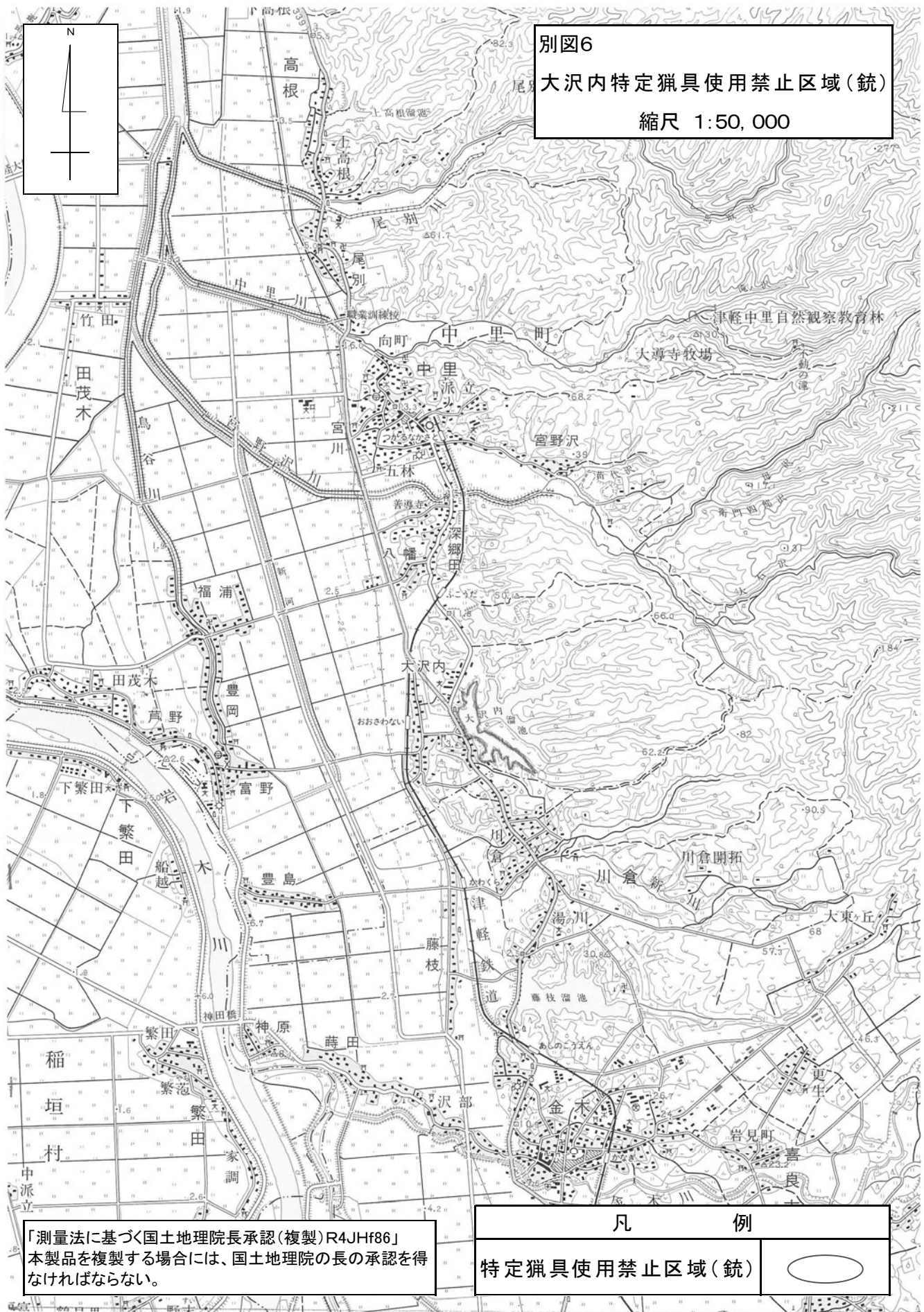
| 凡 例 | |
|---------------|--|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |



別図5
 蒼前特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

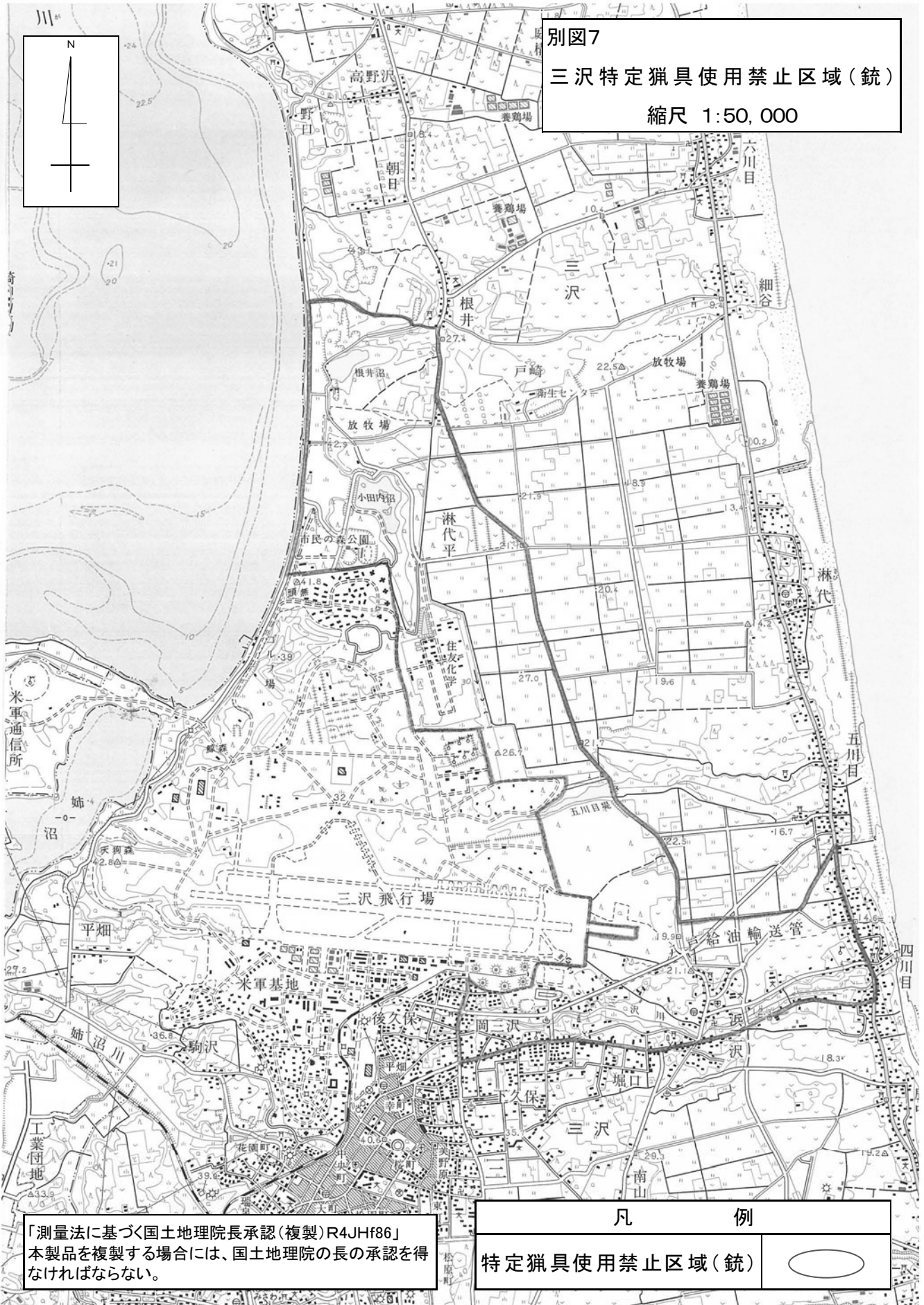
| 凡 例 | |
|---------------|--|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |



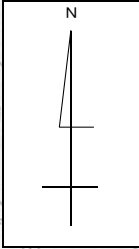
別図6
大沢内特定猟具使用禁止区域(銃)
縮尺 1:50,000

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

| | |
|---------------|--|
| 凡 例 | |
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |

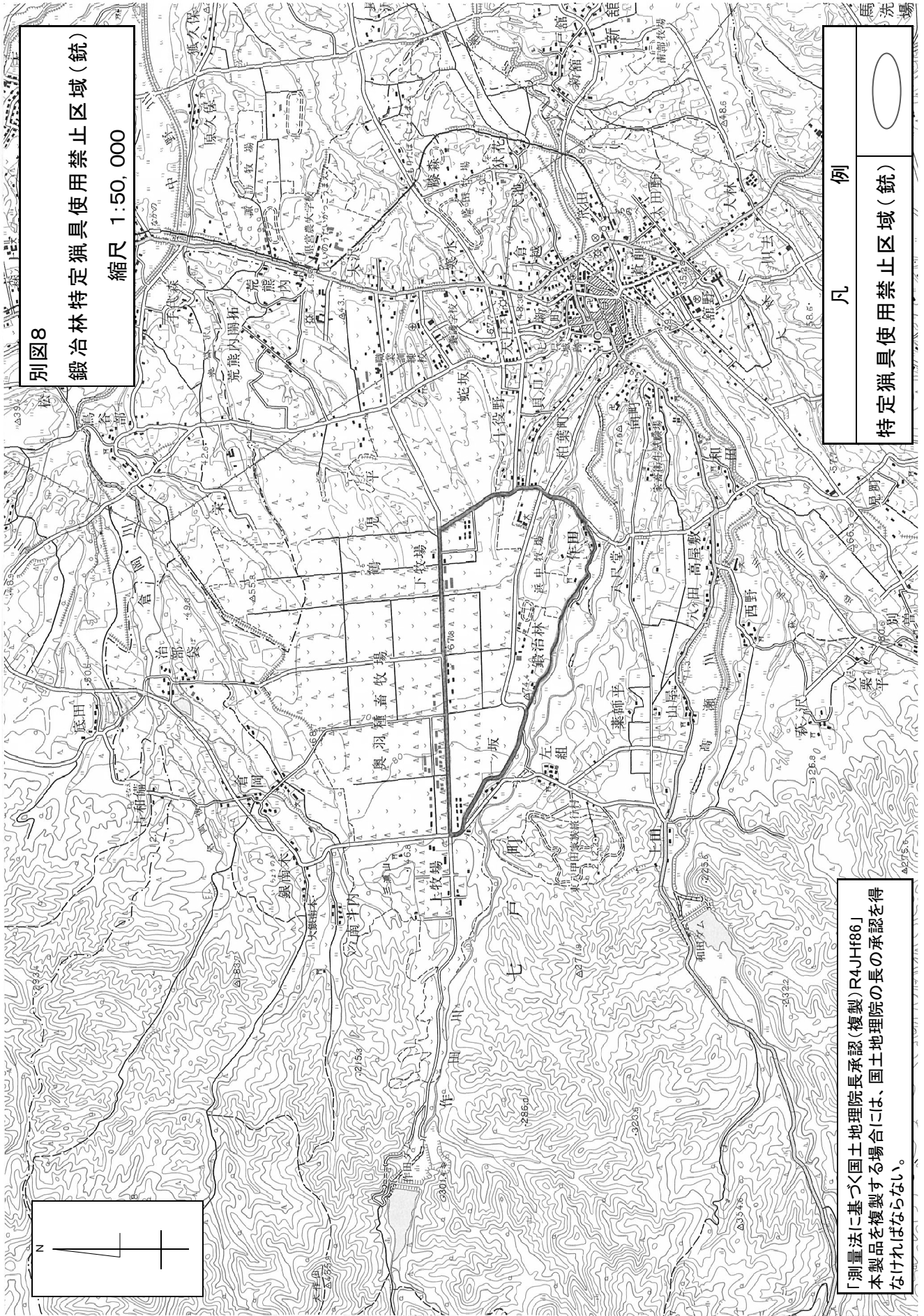


別図7
 三沢特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000



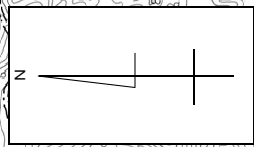
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

| 凡 例 | |
|---------------|--|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |

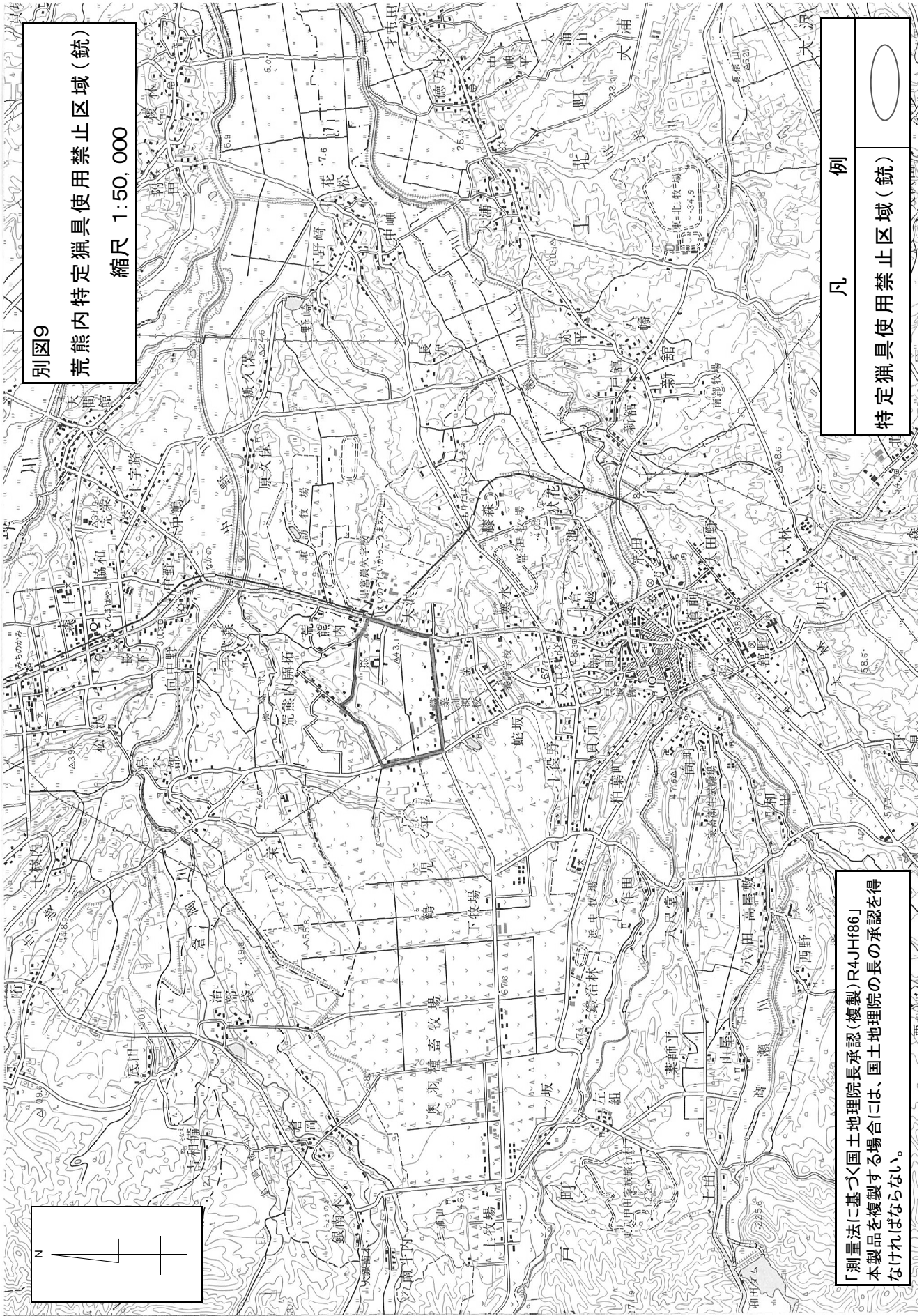


別図8
鍛冶林特定猟具使用禁止区域(銃)
縮尺 1:50,000

例
特定猟具使用禁止区域(銃)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得
なければならぬ。



別図9

荒熊内特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000

凡 例

特定猟具使用禁止区域(銃)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4-JHf86」
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得
なければならぬ。



別図10

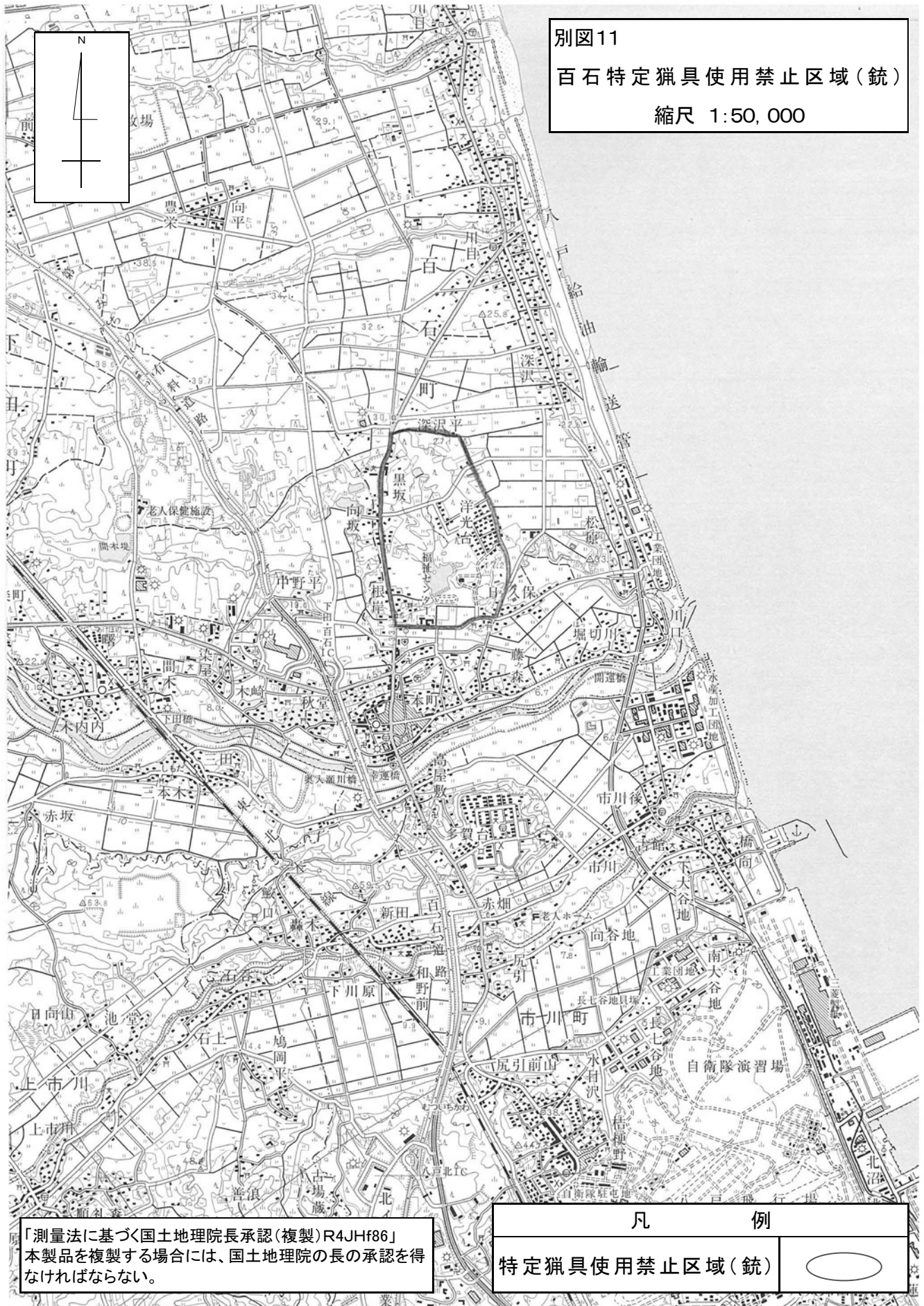
六戸特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000

凡 例

特定猟具使用禁止区域(銃)

「測量法に基づき(国土地理院長承認(複製)R4JHf86)本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。



別図11
 百石特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

| | |
|---------------|---|
| 凡 例 | |
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | ○ |

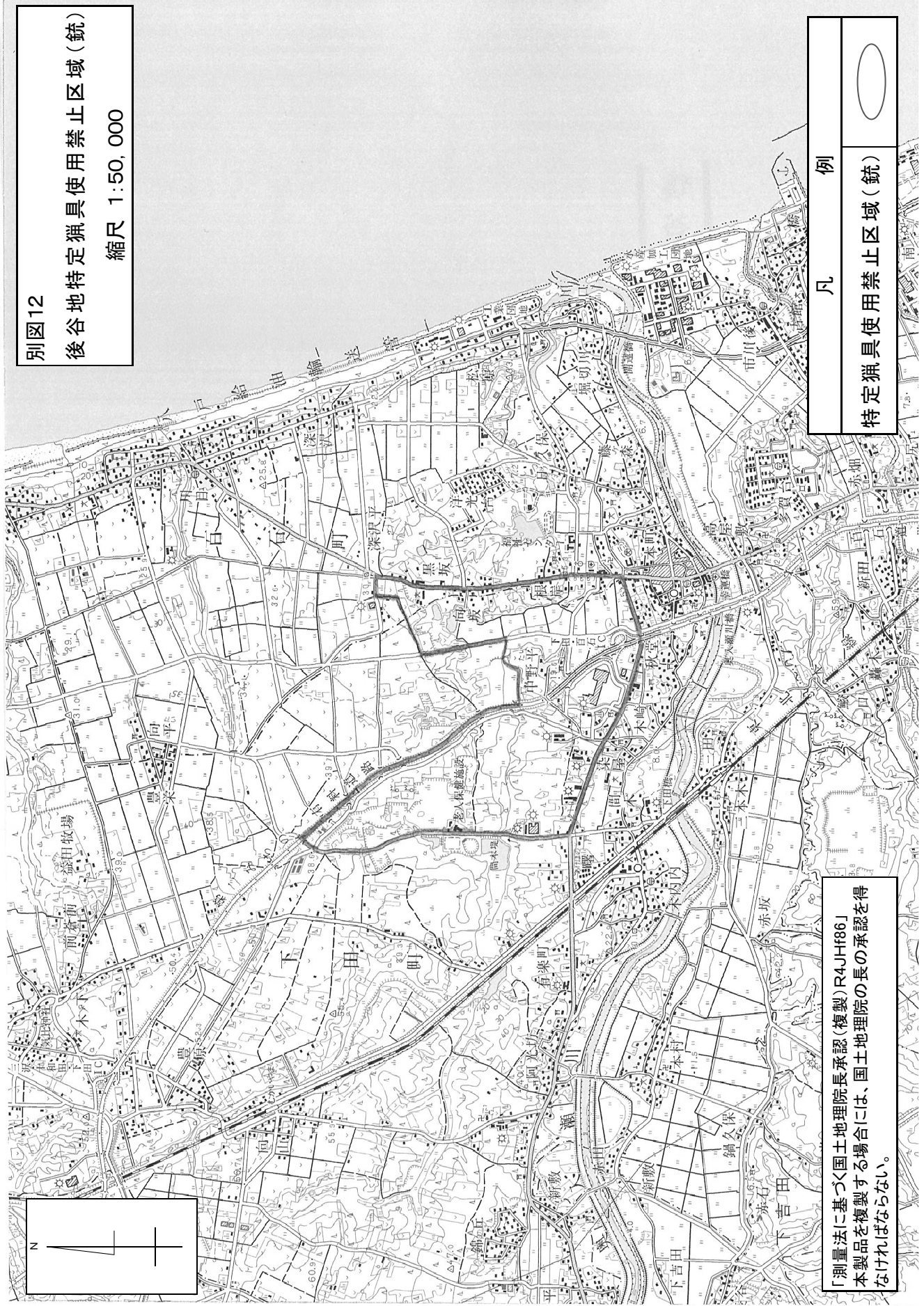
別図12

後谷地特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000

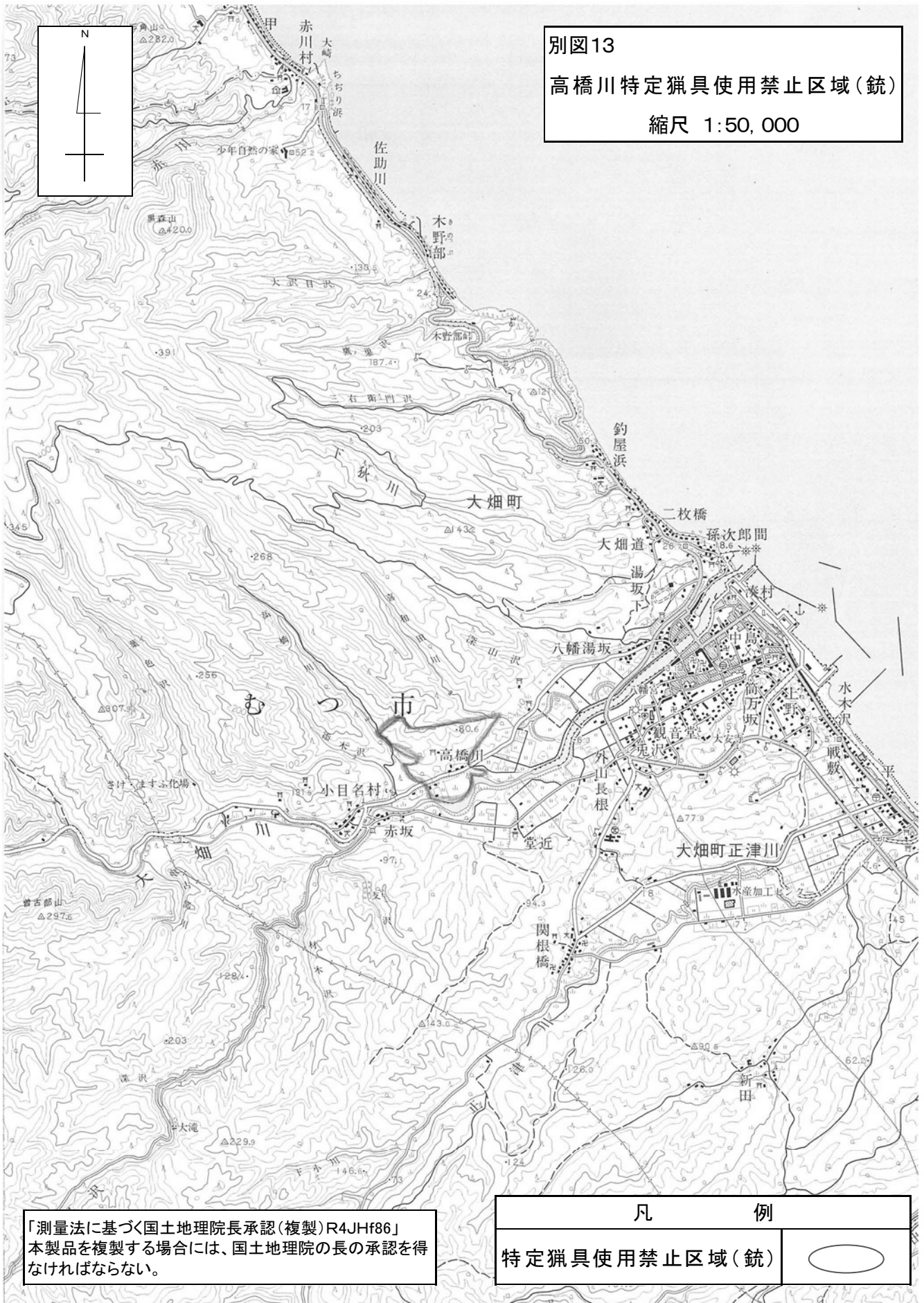
凡 例

特定猟具使用禁止区域(銃)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R4JHf86」
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得
 なければならぬ。

別図 13
 高橋川特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000



(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円